

松戸市高齢者つながり協力員事業実施要綱

制定 令和 7 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、社会福祉法（昭和 26 年 3 月 29 日法律第 45 号）第 106 条の 4 第 2 項第 3 号イ及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 4 第 1 項第 2 号に規定する事業として、本市が実施する高齢者つながり協力員事業について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 高齢者つながり協力員事業は、高齢者つながり協力員（第 7 条第 2 項の登録を受け、第 6 条に規定する内容の活動を行うボランティアをいう。以下「協力員」という。）としての活動による社会参加及び地域貢献を奨励及び支援し、協力員として活動する高齢者が自らの健康増進と介護予防を推進するとともに、市民が協働して、生き生きとした地域社会を作るために実施するものとする。

(定義)

第 3 条 この要綱における用語の意義は、社会福祉法、介護保険法、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成 27 年厚生労働省告示第 196 号）の例による。

(実施主体等)

第 4 条 市は、高齢者つながり協力員事業の実施主体として中立公正な運営を図ることとする。

2 市は、高齢者つながり協力員事業の一部を松戸市において地域包括支援センターを運営する法人に委託して実施するものとする。

3 前項の規定により市が委託する業務の範囲、条件その他必要な事項は、別に定める。

(協力員の要件)

第 5 条 協力員は、松戸市に住所を有し、町会・自治会、地区民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会、地域包括支援センター等の地域の関係機関と連携して活動できる者とする。ただし、地域包括支援センターが不適当と認めた者を除く。

(協力員の活動範囲)

第 6 条 協力員の活動範囲は、次の各号のとおりとし、具体的な内容については、協力員と地域包括支援センターとが協議して定めるものとする。

- (1) 高齢者の見守り・安否確認
- (2) 高齢者の話の傾聴
- (3) 高齢者からの相談への対応

- (4) 高齢者の散歩、買物等への同行
- (5) 高齢者の支援を目的とするレクリエーション等の運営補助
- (6) 高齢者の支援を目的とする居場所等の運営補助
- (7) その他市が必要と認めるもの

(協力員の登録)

第7条 協力員になろうとする者は、活動しようとする地域を管轄する地域包括支援センターに届け出るものとする。

2 地域包括支援センターは、前項の届出者が第5条に規定する要件を満たすと認めたときは、協力員として登録するものとする。

3 地域包括支援センターは、前項の規定により登録した協力員の情報を松戸市、町会・自治会、地区民生委員児童委員協議会、その他高齢者つながり協力員事業の実施に必要な範囲で関係する者に提示することができる。

(登録証の交付)

第8条 地域包括支援センターは、協力員に対し、高齢者つながり協力員登録証（以下「登録証」という。）を交付するものとする。

2 登録証は、協力員として登録した日からその日が属する年度内に限り有効とし、以降登録は更新できるものとする。

(登録の抹消等)

第9条 地域包括支援センターは、第7条第2項の規定により登録した協力員が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該協力員の登録を抹消しなければならない。

- (1) 死亡又は市外に転出したとき。
- (2) 協力員から登録抹消の申出があったとき。
- (3) 協力員としての活動への参加が不相当と地域包括支援センターが認めたとき。

(協力員活動の制限)

第10条 協力員は、次の各号のいずれかに該当するときは、活動を行ってはならない。

- (1) 感染性の疾病又は感染症を疑う症状があるとき。
- (2) 疾病又は負傷のため治療又は療養が必要なとき。

(個人情報保護)

第11条 協力員は、正当な理由なしにその活動に関して知り得た個人情報その他の秘密を他に漏らしてはならない。協力員を退いた後も同様とする。ただし、地域包括支援センターに報告又は相談を行う場合を除く。

(委任事項)

第12条 この要綱に規定するもののほか、高齢者つながり協力員事業の実施に関し必要な事項は、市が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。